

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

			資料番号	3	担当課	自然保護課
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	64	不利益処分の種類	狩猟者登録の取消・効力の停止	
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (狩猟者登録の取消し等)</p> <p>第六十四条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消し、又は六月を超えない期間を定めてその狩猟者登録の全部又は一部の効力を停止することができる。</p> <ul style="list-style-type: none">一 不正の手段により狩猟者登録又は変更登録を受けたとき。二 第五十八条各号のいずれかに該当することとなったとき。三 第六十一条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。						